

事務連絡
平成30年3月30日

都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課

巻線型電動機及びセルビウス装置における事故防止対策について

水道行政の推進につきまして、平素より御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年7月、神奈川県内の導水ポンプ場において、4台の大型ポンプ（1台の吐出量312 m³/min）のうち3台が故障により同時期に停止し、長期間にわたって浄水場の水量不足による減断水の発生が懸念される事態に陥りました（関係者との調整により、自然流下による他の系統からの導水が可能となったため、結果的には断減水に至っていません）。

原因調査によると、故障した3台のポンプのうち、2台は巻線型電動機二次側回路のブラシにおいて、許容温度を超える温度上昇によって膨張が生じた結果、電動機のスリップリング焼損にいたったことが判明しました。（なお、これらのポンプにおいては、以前にもスリップリング焼損は発生していた。）また、1台はセルビウス装置の設計段階での検討不足による直流回路のヒューズ溶断によるものと判明しました。

このような重大事故の再発防止のため、ポンプ等の機械設備について、適切な日常点検や定期点検を実施するとともに、点検や不具合等により異常が認められた場合には、原因の究明調査と対策の実施をお願いいたします。

また、新たな設備を設ける場合には、納入業者等に対して品質管理の徹底を求めるなどの対応をお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
担当：安積（あさか）
電話：03-3595-2368（直通）